

令和4年度

川西市留守家庭児童育成クラブ

入所のしおり

《令和4年度入所受付期間》

令和3年11月12日(金)

～令和3年12月8日(水)※期限厳守



- ☆☆郵送による入所申請書類の提出について☆☆
窓口の混雑緩和のため、郵送による入所申請を受け付けています。
- 必ず、特定記録などの記録が残る方法で送付してください。
 - 上記受付期間内に必着で郵送してください(消印日は無効)。
 - 詳しくは、P13の「郵送による入所申請書類の提出について」参照



※入所申請書類の様式や提出方法等が前年度から大きく変更されています。
詳細は、「入所のしおり」をご確認ください。



「川西市留守家庭児童育成クラブ」に関するお問い合わせ先

川西市教育委員会 こども未来部 入園所相談課〔川西市役所3階⑥番カウンター〕

電話：072-740-1175 Fax：072-740-1339

E-Mail：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp

所在地：〒666-8501 川西市中央町12番1号

Web サイト：「川西市 育成クラブ」で検索

※この「入所のしおり」は、令和4年4月1日時点の内容で作成しております。掲載した内容の一部が変更される場合がありますので、ご了承ください。

も く じ

1. 川西市留守家庭児童育成クラブとは……………P2
2. 入所対象児童について……………P2
3. 育成クラブの概要について
（設置場所・連絡先一覧・開所日・開所時間・休所日など）……………P2～P4
4. 育成クラブの費用について（育成料・育成料の減免など）……………P5～P6
5. 延長育成について……………P6～P7
6. 育成クラブの活動について
（育成クラブからの下校・欠席や早退等の連絡方法など）……………P8～P9
7. 傷害保険について……………P9
8. 保護者からの届け出について……………P10
9. 入所許可の取り消しについて……………P10
10. 令和4年度 育成クラブ入所申請書類について……………P11～P13
11. 入所の選考から入所までについて……………P13
12. 年度途中から入所の手続きについて……………P14
13. 民間留守家庭児童育成クラブについて……………P14
14. 夏季休業期間中のみの育成クラブについて
運営対象学校（市立川西北小・明峰小・多田小・北陵小）……………P15
15. 令和4年度入所申請に係る留意事項……………P16
16. 入所申請に必要な書類（様式1～様式8）……………P16次頁～
17. 郵送提出用の宛名様式（封筒貼り付け用）……………最終頁

※ このしおりにおいては、留守家庭児童育成クラブを「育成クラブ」と表記します。

1. 川西市留守家庭児童育成クラブとは

- 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業です。
 - 保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や学校の休業期間において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。
- ※ このしおりにおいては、留守家庭児童育成クラブを「育成クラブ」と表記します。

2. 入所対象児童について

育成クラブに入所するためには、次に掲げる要件を全て備えていることが必要です。

- ① 小学校及び特別支援学校小学部に在籍する1年生から6年生の児童であること。
- ② 保護者が就労により、月曜日から土曜日までの6日間の間に3日以上、かつ、午後3時以降まで勤務し、昼間家庭において児童が適切な保育を継続的に受けることができないこと。
(その他の理由で児童が適切な保育を継続的に受けることができない場合は事前にご相談ください)
- ③ 育成クラブにおける集団での生活が可能であること。
- ④ 育成クラブの活動に継続性を持たせるため、週3日以上出席できる児童であること。

- ※ 保護者が育児休業を取得する児童は対象となりません。
- ※ 育成料、おやつ代の未納がある場合、入所を許可しないことがあります。
- ※ 夏休み等の長期休業中のみの利用はお断りしています(夏季休業期間中のみの運営対象学校を除く)。また、前年度途中退所された方については退所された理由により、入所の優先順位に影響する場合があります。
- ※ 勤務について、「午後3時以降」とは労働時間のことを指します。通勤時間は含みません。

3. 育成クラブの概要について

変更があれば、改めて窓口・ホームページなどでお知らせします。

(1) 運営主体

川西市教育委員会が運営する公設クラブ(16小学校・特別支援学校区30クラブ)⇒(P3)一覧表を参照と、民間事業者が運営する民設クラブ(7クラブ)⇒(P14)民間留守家庭児童育成クラブについてを参照があります。

(2) 入所定員

各育成クラブ、40人程度を予定しています。

- ※ 入所希望者が定員を超える場合は、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮したうえで選考となります。その結果、入所を待機していただく場合があります。

(3) 設置場所など

育成クラブの名称	設置する学校	住 所	電話(直)・FAX
オレンジ アップル	久代小学校	久代3丁目27番9号	(072)759-3094 (072)744-1144
さくらんぼ マスカット	加茂小学校	加茂3丁目14番1号	(072)758-0783 (072)744-0757
つくしんぼ つばめ めだか	川西小学校	栄根1丁目1番1号	(072)758-3191 (072)768-6662 (072)758-3197
あじさい すずらん	桜が丘小学校	日高町4番1号	(072)758-9434 (072)744-3015
たつのこ らっこ	川西北小学校	丸の内町7番1号	(072)758-3193 (072)758-3198
そよかぜ はるかぜ	明峰小学校	萩原台西3丁目242番地	(072)757-6242 (072)757-6249
とんぼ	多田小学校	多田院1丁目4番1号	(072)793-4259
こすもす なでしこ	多田東小学校	東多田3丁目21番1号	(072)792-7429 (072)792-7449
たんぽぽ	緑台小学校	向陽台1丁目7番地の1	(072)792-9048
ゆうやけ	陽明小学校	向陽台3丁目6番地の219	(072)793-7513
ひまわり	清和台小学校	清和台東2丁目2番地の2	(072)799-4191
こんぺいとう かりんとう	清和台南小学校	清和台西5丁目1番地の2	(072)798-0946 (072)764-7885
こんぺいとう分室	川西養護学校	清和台西2丁目3番地の81	(080)4237-9430
ぼてと オリーブ	けやき坂小学校	けやき坂3丁目1番地の2	(072)799-2490 (072)799-9779
やまびこ どんぐり	東谷小学校	見野2丁目30番1号	(072)794-6982 (072)794-6983
あめんぼ なのはな	牧の台小学校	大和東1丁目47番地の1	(072)794-4954 (072)794-7222
イルカ ペンギン	北陵小学校	丸山台1丁目3番地の2	(072)794-3737 (072)794-6005

(4) 開所日及び開所時間

開所日	開所時間	延長育成時間
授業のある日	下校時 ～ 午後5時00分	午後5時00分 ～ 午後6時30分 または 午後7時00分
授業のない日 (土曜日)	午前8時00分 ～ 午後5時00分	実施しません
授業のない日 (平日)(※1)	午前8時00分 ～ 午後5時00分	午後5時00分 ～ 午後6時30分 または 午後7時00分

(※1) 創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・冬季休業期間中

- 授業のない日における通所については、通所時間を厳守してください。（開所時間の午前8時よりも早く学校に通所しても、育成クラブは開所していません。児童が外で待機しなければならない状況になりますので危険防止のためにも、午前8時以降の通所にご協力ください。）
- 児童の送迎については、育成クラブ室までお願いします。
- 帰宅途中の安全確保が必要であると教育長が判断したときは、帰宅時間を変更することがあります（例：11月～1月（冬季休業終了まで）の間で日没が早い時期、暴風・大雨等の恐れがあるときなど）。
- 11月～1月（冬季休業終了まで）の間で日没が早い時期での帰宅については、次のいずれかより選択してください。
 - ◇午後4時30分での帰宅（集団下校）
 - ◇午後5時までの帰宅（保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎え）
 - ◇午後6時30分・午後7時までの帰宅（延長育成利用者のみ）
- 川西養護学校においては、土曜日・創立記念日・学校行事等の代休日は校舎の利用が出来ないため、育成クラブを開設していません。

(5) 休所日

育成クラブを開所しない日は次のとおりです。

育成クラブを開所しない日（休所日）	
①	日曜日、国民の祝日
②	8月11日から17日まで
③	12月28日から31日まで及び1月2日から4日まで
④	気象警報発令時、災害時等（※2）
⑤	その他、市長が必要と認める日（入学式・卒業式等）

(※2)

- 川西市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」のいずれかが発表され、または発表される見込みで学校が臨時休校となる場合、育成クラブは休所とします。
- 学校の活動時間帯に警報が発表され、午後1時15分までに下校となった場合は、育成クラブは休所とし、児童は学校の指示に従って下校します。
- 育成クラブの開所時間中に上記の警報が発表された場合は休所とし、原則育成クラブから緊急連絡先へ連絡してお迎えの依頼をします。すみやかにお迎えをお願いします。
- 土曜日や学校の創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・冬季休業期間中については、上記の警報が午前7時時点で発表中のときは、その日の育成クラブは休所とします。
- 児童の安全面で育成クラブへの通所が危険だと思われる場合、保護者の判断により無理に通所させないようお願いします。
- **詳細につきましては、入所説明会にて説明予定です。**

インフルエンザ等による学校閉鎖または学級・学年閉鎖になったときについては、次のとおりとします。

- (1) 学校閉鎖（全児童）になった場合は、育成クラブは休所とします。
- (2) 学級・学年閉鎖の場合は、その当該学級・学年の児童は、育成クラブへ通所することはできません。

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準及び対応については、その時の状況によって異なります（川西市が緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の対象地域となった場合等）。詳細については、学校または育成クラブからの通知、または市のホームページを参照してください。

4. 育成クラブの費用について

(1) 育成料について

児童1人につき月額7,500円です。月途中の入退所や当該月の全てを欠席された場合も、当該月の育成料は全額納付していただきます。

なお、午後5時以降の児童の預かりについては、延長育成料が発生しますので、ご注意ください。
⇒詳しくは(P6～P7)『5. 延長育成について』を参照してください。

① 納付方法

原則として、金融機関による口座振替でお願いします。振替日は毎月27日(当該日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)です。

市教委所定の納付書により納付する場合は、毎月月末(当該日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)までに下記記載の指定金融機関、川西市役所内指定金融機関派出所、コンビニエンスストア(期日を過ぎた場合、納付できません)、各行政センター窓口、またはスマートフォンアプリによる決済サービス(期日を過ぎた場合、納付できません)にて納付してください。

《納付書が利用できる金融機関 (令和4年4月時点)》

池田泉州銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行、みずほ銀行、りそな銀行、但馬銀行、みなと銀行、三井住友信託銀行、尼崎信用金庫、兵庫六甲農業協同組合、埼玉りそな銀行、京都銀行、徳島大正銀行、山陰合同銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局(近畿2府4県) 各本(支)店 他(入園所相談課までお問い合わせください)

《利用できるスマートフォンアプリによる決済サービス (令和4年4月時点)》

LINE Pay、PayPay、PayB、FamiPay

スマートフォンアプリによる決済サービスの利用については、事前にスマートフォンに専用アプリをインストールし、利用登録、利用可能金融機関の口座設定などを行った上、市教委指定の納付書のバーコードを読み取ってください。

※ 領収書は発行されません。

※ 通信料金は利用者の負担となります。

※ バーコードがない納付書や破損・汚染などによりバーコードが読み取れない納付書は利用いただけません。

② 育成料の減免

次頁の表の「減免理由(児童の属する世帯の区分)」に該当する場合は、該当事項に応じて育成料が減免されます。

減免の申請には、育成料減免申請書【様式6】と添付書類の提出が必要となります。

ただし、川西市が保有する育成料減免適用に必要な情報について、入園所相談課が確認することに同意される場合は、*印の添付書類の提出を省略できます。

※ 減免理由「1(2)」及び「2(2)」の減免申請の場合、川西市への転入時期によっては*印の添付書類の提出が必要な場合があります。また、川西市への転入手続きが未完了の方・ご家族が別世帯の方は、提出が必要です。

※ 年度途中の減免申請については、該当する月の納期(月末、月末が土曜・日曜・祝日の場合はその翌日)までに申請してください。申請前に遡って減免することはできません。

- 減免の決定につきましては、申請書類を審査した後、文書で通知します。
- 申請時及び年度途中で減免の判断をします。各種手当の受給状況及び所得により、年度途中で減免が取り消しとなる場合があります。
- 年度途中で再度、添付書類の提出を求める場合があります。
- 生活状況や申告内容(所得)、家族構成等に変更があり、事前に連絡を頂いていない場合は、遡って減免を取り消し、育成料を追徴することがあります。申請内容に変更があった場合は必ずご連絡(ご確認)ください。

区分	減免理由（児童の属する世帯の区分）	添付書類	減 額
1	(1) 生活保護法の規定による被保護世帯	生活保護適用証明書 *	全額
	(2) 市民税の所得割が非課税となる世帯	同居している方全員の住民票の写し* 同居している18歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書）*	全額
2	(1) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当証書（写し）*	2分の1
	(2) 児童扶養手当法第9条及び第10条に規定する所得の額に満たない世帯	同居している方全員の住民票の写し* 同居している18歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書）*	2分の1
	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯	特別児童扶養手当証書（写し）*	2分の1
3	市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯	り災証明書等	状況に応じて
4	1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯		2人目以降の育成料を、1人目の育成料の2分の1

(2) 実費費用について

○ 育成料とは別に、児童が個別に消費するおやつ代（月額1,500円）や校外行事等の事業を実施する場合の実費が必要になります。お支払いについては、直接支援員にお渡しください。

- ・ おやつ代は、予定購入の関係上、日割りによる返金できません。
- ・ 食物アレルギー等でおやつを持ち込みされる場合を除き、おやつ代が必要です。
- ・ およつの提供時、育成クラブではアレルギーの除去や摂取量の調整ができませんので、食物アレルギーがある場合は、児童の安全を第一に、保護者によるおよつの持ち込みへのご協力をお願いします。

★ 育成クラブにおけるおやつ提供については、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため停止し、延長育成利用者で希望する児童についてのみ、17時以降に夕食に影響のない程度の持ち込みによるおよつの喫食を実施しています（令和4年4月1日時点）。

およつの取り扱いについては、状況により今後変更される可能性があります。

※ およつの提供停止期間中はおやつ代の実費徴収はありません。

○ 傷害保険加入料及び連絡帳代（1冊）については、育成料に含みます。（連絡帳を紛失された場合、2冊目以降は別途料金が発生します）

5. 延長育成について

(1) 延長育成時間及び延長育成料

	延長育成時間	延長育成料（児童1人につき）※1
月曜日から金曜日 （学校休業日を含む）	午後5時～午後6時30分	月額3,000円
	午後5時～午後7時	月額4,000円
土曜日	実施しません	

① 延長育成を利用する場合は、午後5時までの通常の育成料に加え、利用時間の区分に応じた上記延長育成料が必要です。

② 通常の育成料が減免される児童については、延長育成料も同様の減免を適用します。

(2) 対象児童

延長育成に登録できる対象児童は、次のすべての事項に該当する児童です。

- 育成クラブに入所する児童で保護者の勤務等の理由により、午後5時以降も育成クラブ活動が真に必要であると認められる児童であること。
※ 入所申請時の申請書及び勤務証明の記載内容と相違のないようお願いします。
- 午後6時30分または、午後7時までに、保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えが可能である児童であること。

(3) 延長育成の登録申請・利用時間の変更申請方法

延長育成の利用を希望する児童の保護者は、「延長育成利用申請書」をあらかじめ教育長に提出し、利用の許可を受けてください（入所申請時を除き、許可は翌月以降となります。）。

また、年度途中における延長育成の利用時間の変更については、「延長育成利用時間変更申請書」をあらかじめ教育長に提出し、利用時間変更の許可を受けてください（許可は翌月以降となります。）。

※ともに提出先は、各育成クラブまたは入園所相談課です。

(4) 延長育成を利用する児童の下校方法

延長育成を利用する児童の下校につきましては、必ず午後6時30分または、午後7時までに保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えが必要です。

※ 午後6時30分または、午後7時までにお迎えができない場合や、延長育成料の未納が続く場合は、延長育成の利用の許可を取り消すことがあります。

(5) 延長育成の一時利用

- ① 一時的に延長育成が真に必要であると認められる児童は、その必要な時に延長育成を利用することができます。なお、対象児童及び下校方法については、上記の事項と同じです。

- ② 延長育成の一時利用の育成料は、次の表のとおりです。

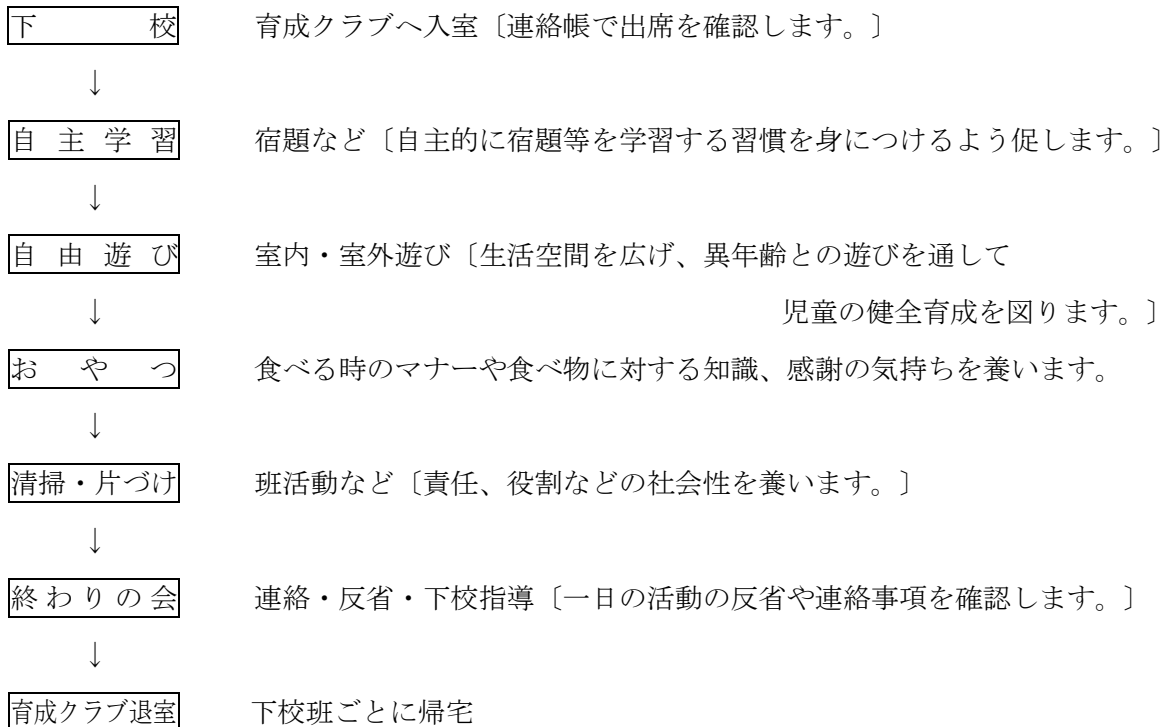
	延長育成時間	延長育成一時利用の育成料 (児童1人につき)
月曜日から金曜日 (学校休業日を含む)	午後5時～午後6時30分	1回600円
	午後5時～午後7時	1回800円
	午後6時30分～午後7時 (※1)	1回200円
土曜日	実施しません	

- 月単位での上限額、減免はありません。また、月途中での延長一時利用から延長育成登録への変更はできません。
- 市教委所定の納付書により納付してください。
- 川西養護学校では、延長育成を実施していません。

(※1) 「午後6時30分～午後7時」の延長育成一時利用については、午後5時～午後6時30分の延長育成（月極）利用者のみ利用できます。

6. 育成クラブの活動について

主な育成クラブの活動は、次のとおりです。 ※川西養護学校においては、別途取扱いとします。



(1) 育成クラブからの下校について

- 支援員による付き添い下校は行いません（緊急時を除く）。
- 帰宅する通学路については、児童とともに確認しておいてください。また、帰宅時の安全指導として、次のこともしっかり守るようご家庭で話し合ってください。
- ・ 交通ルールを守り、同じ方向の児童は、できるだけ一緒に帰るようにすること。
- ・ 学校で決められた道（通学路）を通り、寄り道をしないこと。
- ・ 知らない人に誘われても、絶対について行かないこと。
- ※ 緊急時の対応の方法等についても児童と話し合っておいてください。
- 支援を必要とする児童の場合は、延長育成を利用しない場合でも、保護者または保護者の代理人（18歳以上）によるお迎えをクラブ室までお願いします。
- お迎えが午後5時を過ぎた場合、次のとおり延長一時利用料金が必要となるのでご注意ください。
- ・ 午後6時30分までにお迎え：児童1人1回につき600円
- ・ 午後7時00分までにお迎え：児童1人1回につき800円
- ※延長育成の利用者についても、お迎えが利用時間を過ぎた場合、延長一時利用料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

(2) 欠席・早退等の連絡方法について

- 育成クラブの欠席・早退の連絡は、必ず連絡帳に書いてお知らせください。児童からの口頭での欠席・早退の連絡は、受け付けません。急な欠席・早退や、連絡帳に書き忘れがあるときは、直接、育成クラブに電話（留守番電話メッセージも可）でご連絡ください。
- 早退のときは、連絡帳に育成クラブを退室する時刻をご記入ください。
- 習い事やその他毎週決まった日の欠席や早退は、育成クラブに届け出てください。その都度の連絡は必要ありません。ただし、予定の変更がある時は必ず育成クラブへご連絡ください。
- 無断欠席のときは、児童の所在と安全確認のために、緊急連絡先、保護者の勤務先または自宅等に連絡することがあります。
- 放課後子ども教室や学校敷地内で行われるスポーツクラブ・文化活動教室など市教委が認める活動への参加を除き、クラブ室への再入室はできません。なお、放課後子ども教室へ参加する場合、支援員の送迎はありません。また、育成クラブから公民館等で行われる放課後子ども教室への移動途中での事故や、夏季休業中に行われる開放プールでの事故について、市教委では責任を負いかねますのでご了承ください。

(3) 非常事態等における対応について

- 学校の活動中に、事件や危険情報が入った場合、学校の対応を鑑みて育成クラブを休所とする場合があります。
- 育成クラブの開所中に、事件や危険情報のため児童の帰宅に安全確保が必要な場合は、育成クラブから保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。
- 児童の安全面を考慮して、授業終了後の一斉下校や学年ごとの集団下校等が数日間続く場合、詳細は小学校ごとに異なることがあります。育成クラブにおいては原則として次のとおりとします。

・学校が全員での下校をするとき

- A) 学校の指示に従い一斉下校（全児童）で帰宅する。
 - B) 育成クラブに通所し保護者のお迎えによる帰宅をする。
- ※ AまたはBの選択による帰宅となりますので、事前に話し合っておいてください。

・学校が学年ごとに下校をするとき

通常通り、育成クラブでの班別の帰宅を行い、支援員が途中まで付き添います。

※ 上記の各状況の帰宅について、各家庭で帰宅の方法や児童から保護者への連絡方法、鍵の所持所在等についても話し合っておいてください。

(4) その他、保護者へのお願い

- 連絡帳は毎日読んでいただき、育成クラブからの連絡内容を確認してください。
 - 給食のない日は、必ず弁当を持たせてください。
 - 着替え（下着等）が必要であれば持たせてください。
 - 宿題は「帰ったらすぐにする」という習慣をつけるため、育成クラブにおいても自主的に取り組むよう声かけをします。
 - 保護者等による保育が可能なきは、自宅で保育してください。
 - 学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合は医師の治療を受け、通所の許可があるまで休んでください。なお、治癒後通所するときは、医療機関で「意見書（治癒証明書）」を記入してもらったものを育成クラブに提出してください（既に学校に提出している場合、再提出は不要です）。
- ※ インフルエンザ及び溶連菌感染症の罹患後に育成クラブを利用する際は、学校所定の「保護者記入届け」を提出してください（既に学校に提出している場合、再提出は不要です）。

7. 傷害保険について

(1) 傷害保険の加入について

- 入所を許可された児童は、団体傷害保険に加入します。
- 保険加入料は、育成料に含まれていますので、別途ご負担いただく必要はありません。

(2) 傷害保険の内容について

- ①保険名称：「スポーツ安全保険」（公益財団法人スポーツ安全協会）
- ②対象となる事故：育成クラブの管理下で行われた団体活動と、自宅と育成クラブとの通常経路往復途上の傷害事故等が対象です。
 - ※ 学校管理下における活動中の事故や行き帰りの寄り道による事故は除きます。
 - ※ 公民館等で行われる放課後子ども教室と育成クラブとの移動途中での事故は除きます。
- ③保険金額：
 - 死亡：2,000万円
 - 後遺障害：3,000万円
 - 入院日額：4,000円
 - 通院日額：1,500円
 - ※ いずれも、事故の日から180日以内が保険金支払いの対象で、通院保険金の支払日数は30日が限度となります。
 - ※ 入院・通院は治療日数1日目から補償されますが、治療に伴う治療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
- ④病院費用：病院費用については保護者負担となります。

8. 保護者からの届け出について

- 育成クラブを退所する場合及び延長育成利用を解除する場合は、「退所届」または「延長育成利用解除届」の提出がそれぞれ必要です。
 - ・提出先：各育成クラブまたは入園所相談課（川西市役所3階⑥番カウンター）
 - ・提出期限：退所または延長育成利用解除する月の20日（当該日が育成クラブ休所日の場合は、その前の最終開所日）まで
- 延長育成の登録申請、または利用時間の変更申請をする場合は、「延長育成利用申請書」または「延長育成利用時間変更申請書」をあらかじめ提出し、許可を受けることが必要です（許可は提出月の翌月以降となります）。
 - ・提出先：各育成クラブまたは入園所相談課（川西市役所3階⑥番カウンター）
 - ・提出期限：延長育成の利用登録または延長育成の利用時間を変更する月の前月末日（当該日が育成クラブ休所日の場合は、その前の最終開所日）まで

⇒延長育成の詳細については、（P6）『5. 延長育成について』を参照してください。

- 次のいずれかに該当する場合は、速やかに各育成クラブまたは入園所相談課へ届け出てください。
 - ・ 児童または保護者の住所・氏名・勤務先・緊急連絡先・一時帰宅先等に変更が生じたとき
 - ・ 児童または保護者に事故が生じたとき
 - ・ 保護者が育児休業を取得するとき
 - ・ その他、連絡が必要なとき
- ※ 特に、納付書や通知書等の送付先、口座名義人の変更については、速やかにご連絡ください。

9. 入所許可の取り消しについて

次に挙げる事項が生じた場合は、入所許可を取り消します。

- 退所届の提出があったとき
- 転校するとき
- 保護者が育児休業を取得するとき
- 保護者が家庭において保育することが可能になったとき
- 病気、その他の理由により長期欠席するとき
- 提出いただいた同意書の同意内容が守られないとき
- 無断欠席が著しいとき
- 入所申請書及び児童の健康状況表の記載内容が事実と異なることが判明したとき
- 育成料・おやつ代等の滞納が著しいとき
- 児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行ったとき
- クラブの運営に著しく支障をきたしたとき
- 週3日以上の利用がない状態が続くことが見込まれるとき
- その他、教育長が必要と認めたとき



10. 令和4年度 育成クラブ入所申請書類について

入所申請に必要な書類 * 入所希望児童1名につき、1部ずつ提出が必要です。

○ 育成クラブ入所申請のためには、以下1～9の書類の提出が必要です。（6～9は必要な方のみ）

1. 入所申請書【様式1】
2. 保護者（申請者）1名分の本人確認書類
3. 児童の健康状況表【様式2】
4. 勤務証明書【様式3】
5. 同意書【様式4】
6. 延長育成利用申請書【様式5】（必要な方のみ）
7. 育成料減免申請書【様式6】（必要な方のみ）
8. 入学式前受入希望調書【様式7】（年度途中から入所希望の方は提出不要です）
9. 夏季休業期間中のみの意向確認 兼 変更届及び申請書【様式8】（対象学校で必要な方のみ）
⇒詳細は（P15）『14. 夏季休業期間中のみの育成クラブについて』を参照。

【注意事項】

- きょうだい同時に申し込む場合も、申請書類は児童1名につき1部ずつ提出が必要です。ただし、きょうだい同時に申し込む場合、「4. 勤務証明書【様式3】」や「勤務証明書・育成料減免申請書の添付書類」については、原本の写しでも構いません（原本がある場合は、最も下の学年の児童の申請書類としてご提出ください）。
- 申請書類が不足している場合や内容に不備のある場合は、受付できないことがあります。
- 各様式の「クラブ名」の欄については、令和3年度の在籍クラブ名を記入してください（令和4年度に初めて育成クラブに入所される児童の場合は、記入不要です）。
- ※ 郵送による入所申請書類の提出については、記入漏れ等の不備があった場合、入園所相談課より問い合わせをさせていただきます。その内容によっては、来課していただく可能性もありますのでご注意ください。

1. 入所申請書【様式1】

- ・入所を希望する児童1名につき1枚の提出が必要です。

2. 保護者(申請者)1名分の本人確認書類

- ・下記のいずれか1点の写しを提出してください。※有効期限内のものに限ります。

- 運転免許証（裏面に記載のある場合は、両面の写しが必要）
- 健康保険証（裏面に記載のある場合は、両面の写しが必要）
- パスポート ● 学生証 ● 住民票の写し（発行3カ月以内のもの）

※本人確認書類として、「健康保険証」をご提出いただく場合は、健康保険証の記号及び番号が見えないように写しをとってください。

3. 児童の健康状況表【様式2】

- ・記入漏れのないようにしてください。
- ・育成クラブの入所決定に際し、入園所相談課から、児童の状況について問い合わせや面談等の連絡をさせていただきます。
- ・新1年生については、通われている園所に支援員が訪問させていただく場合があります。

《特別支援が必要な児童》

- 療育手帳及び身体障害者手帳をお持ちの方は、写真の頁及び判定日が記されている頁のコピーを提出してください（令和3年度在籍児童についても再度提出が必要です）。
 - 医療機関が証明した診断書・意見書をお持ちの方は、原本又はコピーを提出してください（令和3年度在籍児童についても再度提出が必要です）。
 - 療育手帳及び身体障害者手帳の交付を受けていない児童であっても、育成クラブでの生活に配慮が必要な場合は、児童の健康状況表へご記入の上、事前に入園所相談課へご相談ください。
- ※ 入所決定後に、健康状況表の記載内容と事実が異なることが判明した場合、入所許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

4. 保護者が保育できない状況を示す証明書（保護者それぞれについての証明が必要です。）

- 証明から3ヶ月以内のものを提出してください。
 - 勤務証明書は、育成クラブ入所申請用【様式3】または記載内容がそれに準ずるものとし、【様式3】以外で提出いただいた場合や記載内容に不備がある場合は勤務先に問い合わせをすることがあります。できる限り【様式3】にて提出いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ※ シフト制勤務等、提出された勤務証明書のみで勤務時間が確認できないと判断される場合、直近3ヶ月分のシフト表等の添付書類の提出を求める場合があります。

申請理由	保護者の状況とそれに対する必要書類
就労・就学	①現在勤務中の場合 ⇒ 事業所の証明印を受けた「勤務証明書」【様式3】 ②自営の場合 ⇒ 「勤務証明書」【様式3】と事業内容がわかる書類 (開業届、営業許可書または確定申告書控の写し、パンフレット等) ③勤務先が内定している場合 ⇒ 事業所の証明印を受けた「勤務証明書」【様式3】 ④内職の場合 ⇒ 依頼主の証明印を受けた「勤務証明書」【様式3】 ⑤求職中の場合 ⇒ 「その他特別事情の申告書」(※1) ⑥就学中の場合 ⇒ 「在学証明書」及び「時間割表」等(就学時間がわかる書類)
疾病・障がい等	①病気等療養中の場合 ⇒ 「診断書(※2)」 ②障がいがあり児童の保育ができない場合 ⇒ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し、もしくは「診断書(※2)」
介護等	保護者が、病気療養中の方や障がいを有している方の介護をする必要がある場合 ⇒ 被介護者の「身体障害者手帳」等の写しや「診断書(※2)」(介護が必要であることがわかる書類)
災害の復旧 その他	入園所相談課へご相談ください(※必要に応じて書類の提出をお願いしています)。さくら園等に母子通園されることが理由で育成クラブの利用を考えられている方は入園所相談課までご相談ください。

(※1) 「その他特別事情の申告書」が必要な方は入園所相談課(川西市役所3階⑥番カウンター)までお越しください。

(※2) 診断書は入園所相談課所定の様式となります。

5. **同意書【様式4】** ⇒ 内容を確認の上、全ての項目に同意頂く必要があります。

6. **延長育成利用申請書【様式5】** ⇒ 必要な方のみ提出

7. **育成料減免申請書【様式6】** ⇒ 必要な方のみ提出

8. **入学式前受入希望調査【様式7】** ⇒ 年度途中から入所希望の方は提出不要です

9. **夏季休業期間中のみ意向確認 兼 変更届及び申請書【様式8】** ⇒ 対象学校で必要な方のみ提出

(※3) 入所申請書を受付した時点で提出がない場合、原則、後日の受付はいたしません。

(※1) 郵送による入所申請書類の提出について



- 窓口での混雑を避けるため、郵送による入所申請を受け付けます。
- 必要な申請書類をすべて揃えていただき、
「川西市教育委員会 入園所相談課（留守家庭児童育成クラブ入所担当）宛」に郵送してください
(宛先は入所のしおり最終ページ「郵送提出用の宛名」参照)。

※郵送による受付ができないケース

次に該当する場合は郵送による提出はできません。入園所相談課の窓口へ直接提出してください。

- ・ 入所の申請理由が「保護者の求職中」等、「その他特別事情の申告書」の提出が必要な場合
 - ・ 入所の申請に必要な書類を用意できない場合
-
- 郵送により入所申請書類を提出する際は、以下の点に注意してください。
 - ★ 特定記録などの記録が残る方法で送付してください。
 - ★ 申請書類が折れ曲がらずにそのまま入る封筒の使用にご協力をお願いします。
 - ★ 「郵送提出用 宛名」（入所のしおり最終ページ）を切り取り、ご用意いただいた封筒の表面、のり等でしっかり貼り付けてください。
 - ※ 郵便事故・郵送におけるトラブル等については、責任を負いかねますのでご了承ください。
 - ※ 提出書類の不足や、記入・押印漏れ等には十分注意してください。
(提出書類の不足・内容の不備がある場合、入園所相談課より問い合わせをさせていただきます。その内容によっては、来課していただく可能性もありますのでご注意ください。)

11. 入所の選考から入所までについて

入所の選考及び決定について

入所選考

申し込みがあった児童については、要件を満たしており定員内の人数であれば入所を決定します。ただし、入所受付時点で定員を超えている場合は、待機していただくこととなります。

12. 年度途中から入所の手続きについて

- 4月1日以降、年度途中の入所については、入所希望月の前月の1日から受付を行います。
※ 1日が、土・日・祝日の場合は、翌開庁日となります。
- 受付・入所審査については、入園所相談課（川西市役所3階⑥番カウンター）にて行います。
- 入所審査後、育成クラブにおいて、面談（保護者・児童・支援員等による面談）を行い、入所の許可決定の後に児童が通所できるようになります。
※ クラブでの面談に来られない場合、入所許可をすることができません。
- 申請書類を全て提出していただいてから概ね1週間の日数を要します。

13. 民間留守家庭児童育成クラブについて

平成29年度より、民間の育成クラブが新たに設立されました。
申し込みなどの詳細につきましては、各民間育成クラブまでお問い合わせください。

施設名及び運営主体	所在地	連絡先
学童保育ケティーハウス萩原台 (特定非営利活動法人)	萩原台西1-68 1F	072-757-7600
学童保育ケティーハウス (特定非営利活動法人)	多田桜木2-5-18 3F	
森っこクラブこどもの家 (社会福祉法人)	多田桜木2-12-6 2F	072-767-1178
里っこクラブこどもの家 (社会福祉法人)	見野3-8-20 3F	072-768-9620
山の子LIVES (特定非営利活動法人)	見野2-24-9 2F	072-794-8375 (山の子LIVES) 072-795-0373 (山子屋保育園)
けやキッズ (合同会社)	けやき坂3-30-9	090-9142-7518
キッズクラブ川西北 (特定非営利活動法人)	火打1丁目23-25	072-744-1424

14. 夏季休業期間中のみの育成クラブについて

申請該当学校(川西北小・明峰小・多田小・北陵小)

●留守家庭児童育成クラブの待機児童対策として、令和3年度に待機児童が最も多かった川西北小学校内育成クラブで夏季休業期間中のみの開所を試行実施しました。その結果、待機児童数が減少したことから、令和4年度から待機児童が多い校区を中心に夏季休業期間中の開所を本格実施します。

●下記の該当校区で通年利用されたい方の内、夏季休業期間中のみの利用でも可能な方や待機になった場合に夏季休業期間中のみの利用でも可能な方は、入所申請時に【様式8】を添付し提出して下さい。
※通年入所(年間を通しての入所)のみを希望する方は、提出不要です。

(1) 入所対象児童

P2「2. 入所対象児童について」の要件(①～④)に加えて、以下に掲げる要件を備えていることが必要です。

⑤ 夏季休業期間中のみの運営対象学校の校区に居住していること。または、運営対象学校に通学していること。

※ 夏季休業期間中のみの育成クラブを退所後に留守家庭児童育成クラブを利用されたい場合は、9月以降の入所になります(待機の場合もあり)ので、再度、入所の申請をしてください。
(8月1日以降申請受付可)

(2) 夏季休業期間中のみの育成クラブ運営対象学校

市立川西北小・明峰小・多田小・北陵小

(3) 実施場所 対象学校の現在の育成クラブ室とは別の部屋

(4) 入所定員 おおよそ20人～40人程度

一定数(5人程度)に満たない場合は、「夏季休業期間中のみの利用」が実施できない場合があります。その場合は、通年入所もしくは通年入所での待機となります。

(5) 開所期間 令和4年7月21日～令和4年8月26日(うち休業日:日曜日・祝日及び8月11日から8月17日)

(6) 育成料 児童1人につき夏季休業期間7,800円

夏季休業期間中の入退所や当該期間の全てを欠席された場合も、当該期間の育成料は全額納付していただきます。なお、育成料については減免制度があります。(P5～参照)

(7) 延長育成料

① 上記育成料に加えて、延長育成が児童1人につき午後6時30分までは夏季休業期間3,000円、また、午後7時までは夏季休業期間4,000円です。

夏季休業期間中の入退所や当該期間の全てを欠席された場合も、当該期間の延長育成料は全額納付していただきます。

② 育成料が減免される児童については、延長育成料も同様の減免を適用します。

③ 延長一時利用については、通年入所と同様(P7参照)に取り扱いますが、夏季休業期間中の延長一時利用から夏季休業期間の延長育成登録への変更はできません。

(8) その他の項目については、通年入所に準じた実施となりますので、本しおりの該当項目を参照ください。なお、(6)(7)の支払い時期や方法については、対象者に別途お知らせします。

※上記申請後の変更届は、入所申請期間のみ受け付けます。ただし、夏季休業期間中のみの育成クラブの定員に空きがある場合は可能です。空き状況については、1月下旬以降にお問合せください。

※夏季休業期間中のみの育成クラブが定員を超えた場合は、通年入所もしくは通年入所での待機となる場合があります。

必ずお読みください

【令和4年度入所申請に係る留意事項】

- ① 誤った記載をおこなった場合は、二重線で訂正してください。修正テープや修正液は使用できません。
- ② 定員を超えた場合は待機となる場合があります。
- ③ 申請書類が不足している場合は、受付できない場合があります。書類が揃わない場合は、入園所相談課(☎:072-740-1175)へご相談ください。

提出物チェックリスト

提出前に下記の No.1～No.9をご確認ください。

* きょうだい同時に申し込む場合も、申請書類は児童1名につき1部ずつが必要です。

No.	確認内容	チェック欄
1	入所申請書…お名前のふりがな等、記入漏れはありませんか	<input type="checkbox"/>
2	保護者(申請者)1名分の本人確認書類…有効期限内のものですか	<input type="checkbox"/>
3	児童の健康状況表…記載事項に誤りはありませんか(両面ともに)	<input type="checkbox"/>
4	勤務証明書…保護者の方の人数分ありますか、事業所の印鑑は押してありますか (原本の写しでも可)	<input type="checkbox"/>
5	同意書…すべての項目にチェックされていますか	<input type="checkbox"/>
6	延長育成利用申請書(任意)…送迎する方の連絡先など、記入漏れはありませんか	<input type="checkbox"/>
7	育成料減免申請書(任意)…減免理由など、記入漏れはありませんか	<input type="checkbox"/>
8	入学式前受入希望調書(任意)… <u>年度途中から入所希望の方は提出不要です</u>	<input type="checkbox"/>
9	夏季休業期間中のみの意向確認 兼 変更届及び申請書(対象学校で必要な方のみ)	<input type="checkbox"/>